

2020 February

2月

MONTHLY REPORT

保証月報



沖縄国際洋蘭博覧会



沖縄県信用保証協会
Okinawa Credit Guarantee Corporation

《 目 次 》

業務概況推移	1
--------	---

保証状況

(1) 業種別	2
---------	---

(2) 市町村別	3
----------	---

(3) 期間別	4
---------	---

(4) 金融機関別	4
-----------	---

(5) 資金使途別	4
-----------	---

(6) 保証金額別	5
-----------	---

(7) 協会保証制度別	5
-------------	---

(8) 県融資制度別	6
------------	---

(9) 市町村別小口資金制度別	6
-----------------	---

(10) 提携保証制度別	6
--------------	---

お知らせ	7
------	---

*** 月報をご覧くださいに当たってのご注意 ***

- ◎ 四捨五入の為に個々の金額の合計が合計の金額にならない場合や、構成比の合計が100.00%とならない事があります。

表紙の写真「沖縄国際洋蘭博覧会」

国際的なラン展としては最も古い歴史をもち、今年で34回目を迎えた「沖縄国際洋蘭博覧会」。

毎年2月上旬に国営沖縄記念公園（海洋博公園）内の熱帯ドリームセンターにて開催されています。全国、国外からも選りすぐりのランが集まり、中には「内閣総理大臣賞」が授与されたランや、他にも色鮮やかな幻想的な景色が目の前に広がり、訪れる人を楽しませていきます。

保証月報

令和2年3月発行

発行 沖縄県信用保証協会

業務概況推移

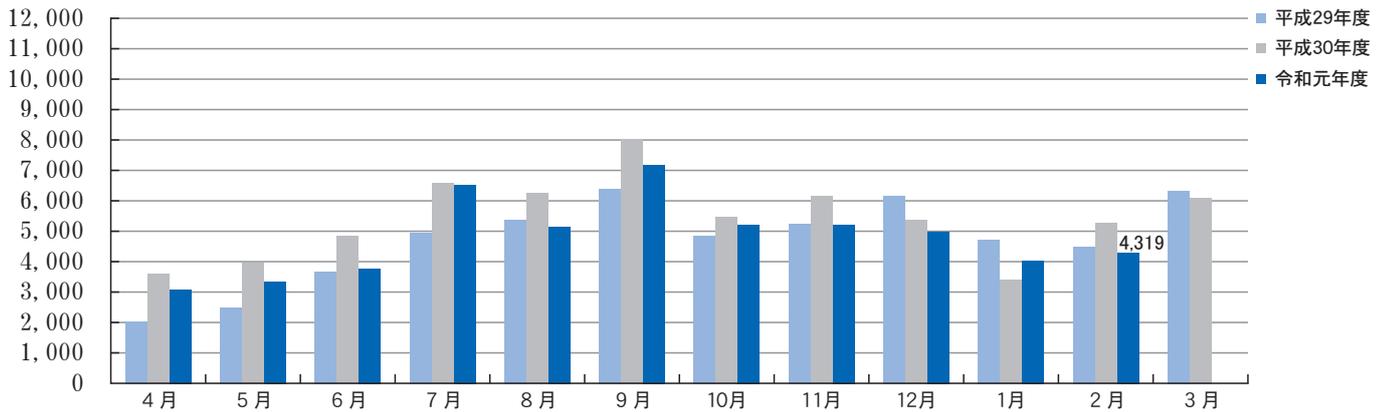
(令和2年2月)

(単位：千円、%)

項目	当月中				当期中			
	件数	金額	前年比		件数	金額	前年比	
			件数	金額			件数	金額
保証申込	288	4,765,510	93.2	87.4	3,639	58,471,046	100.3	92.6
保証承諾	262	4,318,500	87.6	81.4	3,382	52,960,716	99.5	90.2
保証債務残高					10,228	118,270,642	95.9	99.5
代位弁済(元利)	31	225,016	72.1	52.3	234	2,299,963	111.4	121.2

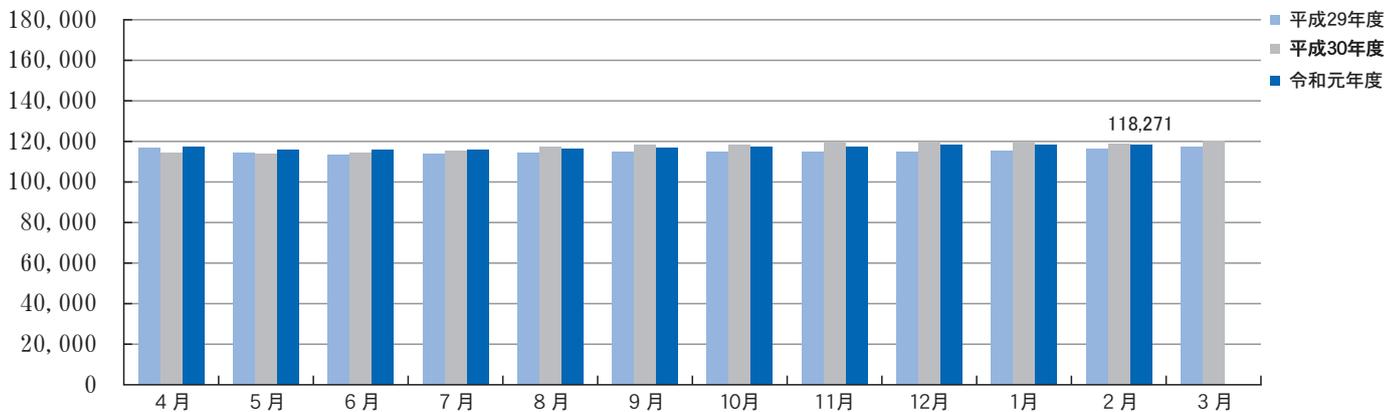
保証承諾

(単位：百万円)



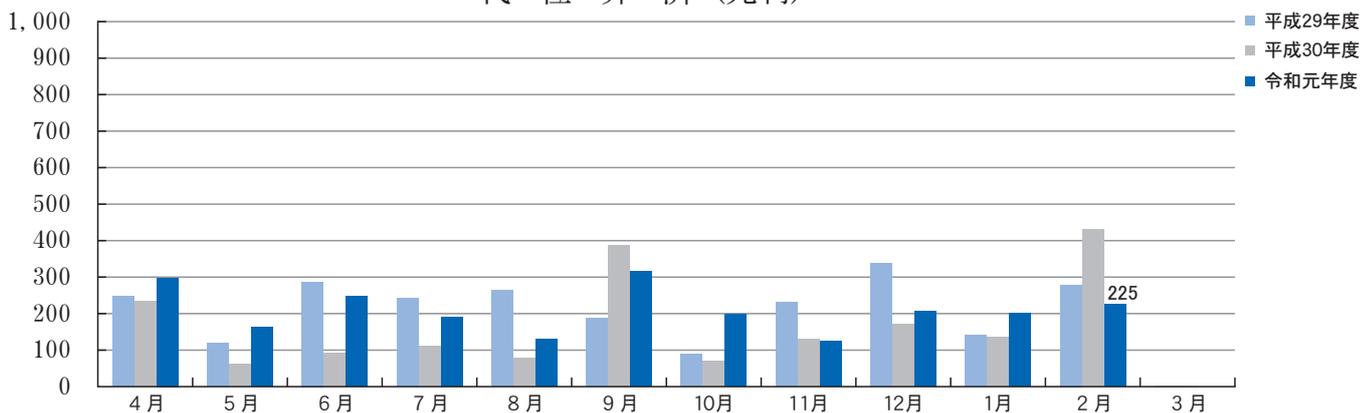
保証債務残高

(単位：百万円)



代位弁済(元利)

(単位：百万円)



保証状況

(令和2年2月)

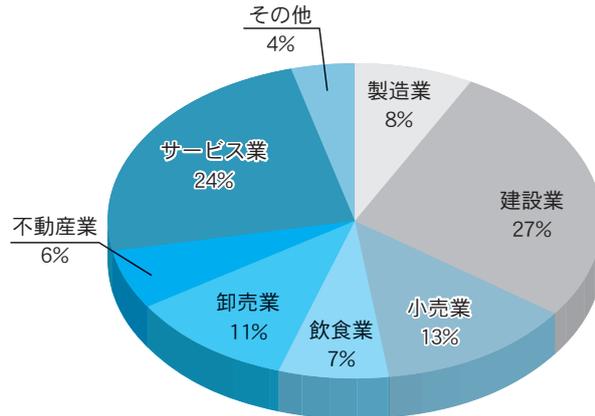
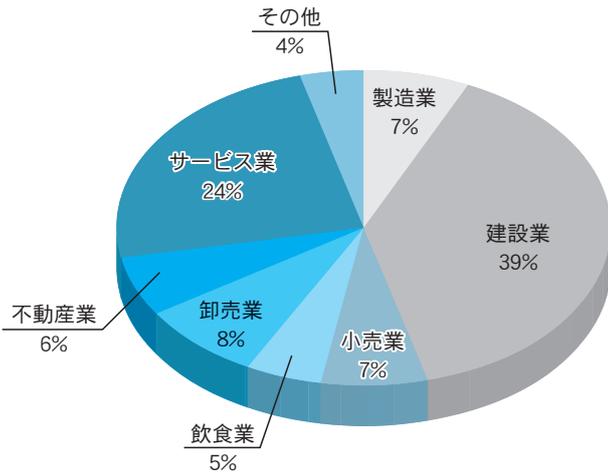
(1)業種別

(単位：千円、%)

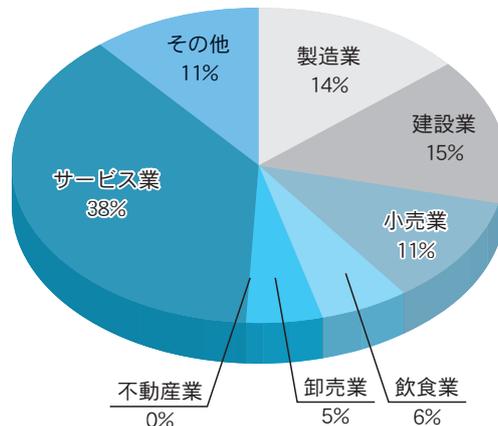
	保証承諾		保証債務残高		代位弁済(元利)					
	当月中		当期中		当月末		当月中		当期中	
		前期比		前期比		前期比		前期比		前期比
製造業	300,800	107.0	2,914,900	84.7	9,939,230	96.6	30,956	776.8	456,826	187.7
建設業	1,676,900	85.4	21,512,570	95.1	31,968,324	96.2	33,941	35.8	451,403	176.6
小売業	305,700	42.9	4,912,537	82.5	15,600,479	96.8	24,169	22.2	189,766	59.4
飲食業	222,100	174.2	2,809,950	101.5	8,180,275	108.3	14,249	48.8	229,487	106.0
卸売業	363,300	99.2	5,226,926	87.2	12,845,027	92.5	10,796	17.6	325,011	109.7
不動産業	236,000	45.4	3,663,060	77.1	6,943,673	115.7	0	0.0	13,935	315.2
サービス業	1,035,700	85.9	10,278,990	90.9	27,942,333	102.7	86,220	68.8	552,735	112.7
その他	178,000	136.0	1,641,783	89.6	4,851,302	104.4	24,685	356.7	80,801	114.1
合計	4,318,500	81.4	52,960,716	90.2	118,270,642	99.5	225,016	52.3	2,299,963	121.2

業種別保証承諾（当月中）

業種別保証債務残高



業種別代位弁済（当月中）



(2)市町村別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
那覇市	61	897,700	910	14,470,031	87.6	27.3	2,863	33,116,561	99.0	28.0	69	630,864	107.0	27.4
宜野湾市	20	298,900	211	2,924,370	106.2	5.5	685	7,142,863	106.8	6.0	12	72,383	38.2	3.1
石垣市	16	220,300	167	2,474,750	92.5	4.7	489	5,167,515	97.0	4.4	13	94,586	116.7	4.1
浦添市	26	378,500	295	5,213,820	77.2	9.8	930	12,061,041	96.0	10.2	15	113,736	118.0	4.9
名護市	8	159,000	116	1,808,650	88.8	3.4	311	3,760,171	101.7	3.2	6	74,153	53.3	3.2
糸満市	9	180,900	117	1,732,983	83.8	3.3	343	3,854,819	95.3	3.3	17	264,619	923.4	11.5
沖繩市	26	426,100	286	4,971,650	97.3	9.4	834	10,278,469	103.4	8.7	28	260,665	102.5	11.3
豊見城市	7	214,500	152	2,875,710	151.9	5.4	463	5,796,723	108.7	4.9	14	153,789	210.9	6.7
うるま市	13	187,000	230	3,104,856	93.8	5.9	672	7,174,158	98.8	6.1	24	324,149	364.2	14.1
宮古島市	10	171,900	162	2,087,020	96.1	3.9	384	4,135,815	101.7	3.5	3	17,239	156.5	0.7
南城市	2	32,000	72	1,013,196	83.3	1.9	207	2,239,527	99.9	1.9	2	8,834	0.0	0.4
国頭郡 国頭村	0	0	6	114,800	199.7	0.2	15	184,036	147.3	0.2	1	4,168	0.0	0.2
国頭郡 大宜味村	0	0	17	312,400	129.1	0.6	32	395,927	94.4	0.3	0	0	0.0	0.0
国頭郡 東村	0	0	5	104,800	0.0	0.2	9	118,192	614.1	0.1	0	0	0.0	0.0
国頭郡 今帰仁村	2	21,400	17	200,000	38.8	0.4	53	684,520	72.1	0.6	1	8,210	0.0	0.4
国頭郡 本部町	3	99,000	39	660,280	94.3	1.2	115	1,225,603	89.9	1.0	1	3,156	11.3	0.1
国頭郡 恩納村	2	22,000	25	388,600	111.4	0.7	76	931,475	111.3	0.8	0	0	0.0	0.0
国頭郡 宜野座村	2	6,500	15	217,000	87.6	0.4	34	306,459	86.9	0.3	0	0	0.0	0.0
国頭郡 金武町	3	55,000	33	535,100	89.3	1.0	58	826,681	95.9	0.7	0	0	0.0	0.0
国頭郡 伊江村	0	0	5	57,800	29.1	0.1	18	173,178	59.4	0.1	0	0	0.0	0.0
中頭郡 読谷村	4	28,500	45	593,800	81.4	1.1	171	1,407,268	94.6	1.2	2	24,592	150.2	1.1
中頭郡 嘉手納町	6	103,200	17	334,200	85.1	0.6	49	617,747	92.5	0.5	0	0	0.0	0.0
中頭郡 北谷町	6	222,800	68	1,195,770	73.9	2.3	255	3,409,508	100.4	2.9	9	58,223	124.9	2.5
中頭郡 北中城村	3	48,000	34	600,600	96.7	1.1	110	1,513,785	103.9	1.3	1	18,691	45.7	0.8
中頭郡 中城村	4	85,000	52	808,150	90.8	1.5	166	2,140,851	95.1	1.8	5	44,653	713.4	1.9
中頭郡 西原町	7	114,100	69	931,160	57.2	1.8	278	2,958,695	98.7	2.5	1	21,565	51.1	0.9
島尻郡 与那原町	2	40,000	43	683,400	101.8	1.3	129	1,369,993	102.1	1.2	2	6,554	97.1	0.3
島尻郡 南風原町	11	114,000	74	1,076,990	97.0	2.0	223	2,390,100	94.5	2.0	3	17,280	40.0	0.8
島尻郡 渡嘉敷村	0	0	3	21,500	0.0	0.0	8	68,722	120.7	0.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 座間味村	1	7,200	3	19,400	113.7	0.0	14	92,269	79.4	0.1	1	7,307	0.0	0.3
島尻郡 南大東村	0	0	4	65,500	38.9	0.1	9	152,691	102.9	0.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 北大東村	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
島尻郡 伊平屋村	0	0	5	69,000	77.5	0.1	7	78,496	90.2	0.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 伊是名村	0	0	3	28,000	98.2	0.1	4	26,499	121.6	0.0	0	0	0.0	0.0
島尻郡 久米島町	3	41,000	32	535,780	97.5	1.0	55	799,495	102.6	0.7	0	0	0.0	0.0
島尻郡 八重瀬町	3	116,000	42	610,400	91.5	1.2	135	1,224,409	96.9	1.0	4	70,547	0.0	3.1
宮古郡 多良間村	0	0	1	20,000	285.7	0.0	2	20,600	219.1	0.0	0	0	0.0	0.0
八重山郡 竹富町	2	28,000	7	99,250	239.2	0.2	16	179,064	106.3	0.2	0	0	0.0	0.0
八重山郡 与那国町	0	0	0	0	0.0	0.0	5	245,043	83.7	0.2	0	0	0.0	0.0
県外	0	0	0	0	0.0	0.0	1	1,674	37.0	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	262	4,318,500	3,382	52,960,716	90.2	100.0	10,228	118,270,642	99.5	100.0	234	2,299,963	121.2	100.0

(3)期間別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
3ヶ月以内	33	519,500	154	2,365,890	95.2	4.5	42	733,486	108.6	0.6	0	0	0.0	0.0
3ヶ月超6ヶ月以内	37	642,700	361	5,626,710	83.6	10.6	221	3,443,333	89.9	2.9	0	0	0.0	0.0
6ヶ月超1年以内	68	1,323,700	1,228	23,542,506	97.4	44.5	1,292	24,036,443	106.9	20.3	14	171,877	142.4	7.5
1年超2年以内	2	3,500	24	294,500	37.8	0.6	51	969,409	91.1	0.8	0	0	0.0	0.0
2年超3年以内	1	1,400	31	157,423	56.5	0.3	99	348,729	69.0	0.3	0	0	0.0	0.0
3年超4年以内	2	30,000	16	94,670	95.7	0.2	62	163,668	79.2	0.1	1	12,306	692.4	0.5
4年超5年以内	24	245,700	288	2,464,530	105.0	4.7	1,144	6,719,732	94.0	5.7	22	81,269	106.6	3.5
5年超7年以内	51	609,600	634	7,129,410	104.8	13.5	2,960	21,679,555	104.3	18.3	81	432,022	89.4	18.8
7年超10年以内	42	807,400	618	10,073,980	74.2	19.0	4,196	53,983,055	95.2	45.6	114	1,528,371	140.1	66.5
10年超	2	135,000	28	1,211,097	84.7	2.3	161	6,193,234	112.7	5.2	2	74,118	114.9	3.2
合 計	262	4,318,500	3,382	52,960,716	90.2	100.0	10,228	118,270,642	99.5	100.0	234	2,299,963	121.2	100.0
平均保証期間		39.97ヵ月		40.65ヵ月										

(4)金融機関別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
みずほ銀行	2	60,000	11	479,000	66.5	0.9	74	2,379,564	91.9	2.0	0	0	0.0	0.0
三菱UFJ銀行	2	40,000	5	125,000	70.8	0.2	49	797,494	65.5	0.7	0	0	0.0	0.0
鹿児島銀行	5	68,000	99	1,342,340	136.4	2.5	171	2,111,149	160.3	1.8	3	21,273	0.0	0.9
琉球銀行	102	1,407,600	1,418	20,615,566	97.4	38.9	3,784	38,592,556	102.9	32.6	84	767,697	168.9	33.4
沖縄銀行	90	1,586,300	1,162	19,763,637	79.2	37.3	3,719	51,628,424	96.1	43.7	72	727,804	86.8	31.6
沖縄海邦銀行	49	813,600	565	8,541,240	97.0	16.1	1,906	17,869,008	101.1	15.1	54	644,132	130.7	28.0
信金中央金庫	0	0	0	0	0.0	0.0	1	880	60.4	0.0	0	0	0.0	0.0
コザ信用金庫	10	227,000	106	1,712,440	99.4	3.2	440	3,830,400	107.2	3.2	17	120,109	121.9	5.2
商工組合中央金庫	2	116,000	12	319,973	275.0	0.6	75	989,900	79.2	0.8	0	0	0.0	0.0
沖縄県農業協同組合	0	0	3	53,520	217.9	0.1	8	66,637	143.3	0.1	2	6,023	230.8	0.3
沖縄県信漁連	0	0	1	8,000	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	2	12,926	0.0	0.6
沖縄振興開発金融公庫	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,630	100.0	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	262	4,318,500	3,382	52,960,716	90.2	100.0	10,228	118,270,642	99.5	100.0	234	2,299,963	121.2	100.0

(5)資金使途別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
運 転 資 金	211	3,515,700	2,627	43,569,413	89.4	82.3	6,494	85,920,991	97.6	72.6	128	1,362,134	114.5	59.2
設 備 資 金	19	384,500	202	2,841,033	97.2	5.4	1,063	9,710,437	106.2	8.2	16	179,096	275.5	7.8
運 転・設 備 資 金	32	418,300	553	6,550,270	93.5	12.4	2,671	22,639,213	104.2	19.1	90	758,733	118.1	33.0
合 計	262	4,318,500	3,382	52,960,716	90.2	100.0	10,228	118,270,642	99.5	100.0	234	2,299,963	121.2	100.0

(6)保証金額別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
1,000千円以下	4	3,200	51	48,450	161.9	0.1	121	74,036	137.5	0.1	4	2,550	201.6	0.1
2,000千円以下	11	18,000	179	309,870	121.7	0.6	512	558,054	116.9	0.5	11	12,283	105.5	0.5
3,000千円以下	18	50,200	236	668,700	107.2	1.3	806	1,356,807	104.8	1.1	26	55,493	310.8	2.4
5,000千円以下	34	152,200	469	2,115,763	96.6	4.0	1,547	4,359,282	104.3	3.7	42	144,080	127.2	6.3
10,000千円以下	54	471,600	834	7,005,776	101.6	13.2	2,499	13,658,320	103.1	11.5	73	455,407	112.2	19.8
15,000千円以下	27	354,800	373	5,050,340	110.2	9.5	1,134	10,165,725	105.1	8.6	21	188,559	104.8	8.2
40,000千円以下	98	2,375,500	1,019	23,981,976	92.5	45.3	2,688	46,981,070	102.2	39.7	41	777,503	98.9	33.8
50,000千円以下	10	486,000	112	5,389,200	98.2	10.2	371	12,115,838	102.8	10.2	9	301,463	150.9	13.1
60,000千円以下	3	172,000	35	1,986,610	96.0	3.8	145	5,232,989	100.5	4.4	2	77,844	168.4	3.4
70,000千円以下	0	0	18	1,208,500	86.2	2.3	93	4,269,569	88.2	3.6	3	180,898	189.5	7.9
80,000千円以下	3	235,000	38	2,995,131	62.9	5.7	216	11,176,081	88.3	9.4	2	103,883	261.6	4.5
100,000千円以下	0	0	6	569,000	32.1	1.1	38	2,299,423	85.7	1.9	0	0	0.0	0.0
200,000千円以下	0	0	12	1,631,400	60.6	3.1	58	6,023,449	88.0	5.1	0	0	0.0	0.0
合 計	262	4,318,500	3,382	52,960,716	90.2	100.0	10,228	118,270,642	99.5	100.0	234	2,299,963	121.2	100.0
1件当たり保証金額		16,483		15,660										

(7)協会保証制度別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
一 般	52	1,049,800	608	12,264,409	85.4	36.7	2,011	25,153,621	102.0	38.7	55	413,919	94.3	37.5
先端設備等導入関連保証	0	0	1	7,800	0.0	0.0	1	7,735	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
長期経営資金	0	0	0	0	0.0	0.0	2	7,451	52.9	0.0	0	0	0.0	0.0
小口零細	0	0	2	9,000	0.0	0.0	9	35,766	105.0	0.1	0	0	0.0	0.0
根保証	21	485,000	251	6,036,500	92.3	18.1	252	6,036,833	94.1	9.3	1	39,862	0.0	3.6
当座貸越	0	0	8	200,000	58.0	0.6	11	441,882	96.6	0.7	0	0	0.0	0.0
事業者カードローン	0	0	10	90,000	195.7	0.3	21	147,313	115.1	0.2	0	0	0.0	0.0
創業等関連保証	0	0	2	10,200	0.0	0.0	13	49,199	72.6	0.1	0	0	0.0	0.0
中小企業特定社債	3	120,000	13	800,000	125.0	2.4	41	2,453,600	111.1	3.8	0	0	0.0	0.0
流動資産担保融資	0	0	6	510,400	99.4	1.5	6	510,400	99.4	0.8	0	0	0.0	0.0
経営革新関連	0	0	0	0	0.0	0.0	4	92,202	90.4	0.1	0	0	0.0	0.0
経営安定関連	0	0	0	0	0.0	0.0	13	75,089	56.2	0.1	1	10,497	153.8	1.0
景気対応緊急	0	0	0	0	0.0	0.0	423	2,477,604	59.6	3.8	14	175,104	347.6	15.9
金融環境変化	0	0	0	0	0.0	0.0	2	1,933	11.6	0.0	1	14,052	0.0	1.3
借換	7	174,300	86	2,472,000	78.6	7.4	817	13,899,218	91.1	21.4	19	292,697	116.7	26.5
新1000	2	12,000	10	57,600	128.6	0.2	75	186,657	80.6	0.3	2	10,456	86.7	0.9
東日本大震災復興緊急	0	0	0	0	0.0	0.0	15	108,739	62.2	0.2	0	0	0.0	0.0
経営力強化	0	0	0	0	0.0	0.0	30	884,316	81.1	1.4	0	0	0.0	0.0
求償権消滅保証	0	0	0	0	0.0	0.0	2	31,799	85.0	0.0	0	0	0.0	0.0
改善サポート1	0	0	2	84,960	164.3	0.3	23	936,049	89.7	1.4	0	0	0.0	0.0
創業関連保証	18	129,300	211	1,360,260	153.1	4.1	441	2,287,839	184.9	3.5	19	94,576	273.5	8.6
再挑戦支援保証	0	0	0	0	0.0	0.0	1	3,624	80.7	0.0	0	0	0.0	0.0
おきなわ短期継続サポート保証	33	526,000	702	9,327,900	106.8	27.9	660	8,832,346	121.9	13.6	4	53,467	108.9	4.8
経営力向上関連保証	0	0	2	81,000	0.0	0.2	3	138,178	197.4	0.2	0	0	0.0	0.0
地域経済牽引事業関連保証	0	0	0	0	0.0	0.0	1	39,627	99.1	0.1	0	0	0.0	0.0
財務要件型無保証人保証	0	0	1	127,000	0.0	0.4	1	127,000	0.0	0.2	0	0	0.0	0.0
そ の 他	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,630	100.0	0.0	0	0	0.0	0.0
総 合 計	136	2,496,400	1,915	33,439,029	94.3	100.0	4,879	64,970,648	99.4	100.0	116	1,104,631	123.1	100.0

(8)県融資制度別

(単位：千円、%)

区分 項目	保証承諾						保証債務残高				代位弁済			
	当月中		当期中				当月末				当期中			
	件数	金額	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
短期運転資金	39	607,800	316	4,757,830	107.7	34.0	240	3,279,848	109.1	9.5	7	56,013	1,625.3	6.3
経営振興資金	15	257,100	172	2,185,290	104.9	15.6	650	5,586,013	117.0	16.2	9	37,975	36.6	4.3
組織強化育成資金	0	0	2	19,600	166.7	0.1	16	84,997	95.6	0.2	0	0	0.0	0.0
小規模企業対策資金	5	23,500	119	779,610	116.5	5.6	481	2,026,161	119.0	5.9	16	43,828	98.5	4.9
創業者支援資金	12	79,500	147	923,080	99.0	6.6	436	2,128,669	148.5	6.2	9	50,409	148.1	5.7
ベンチャー支援資金	2	24,300	9	96,800	57.7	0.7	35	385,222	120.7	1.1	1	17,951	0.0	2.0
企業立地推進貸付	0	0	0	0	0.0	0.0	2	135,828	96.1	0.4	0	0	0.0	0.0
中小企業セーフティネット	8	111,000	19	224,250	131.8	1.6	89	542,001	116.3	1.6	2	23,885	5,126.0	2.7
中小企業再生支援資金	2	36,000	19	644,337	56.7	4.6	120	4,028,786	107.0	11.7	10	221,130	362.3	24.8
雇用創出促進資金	0	0	27	632,700	270.6	4.5	99	1,373,971	152.7	4.0	5	62,185	168.3	7.0
オキナワ型産業振興	1	35,000	4	90,000	180.0	0.6	8	180,303	301.5	0.5	0	0	0.0	0.0
小口零細企業資金	5	16,000	142	725,260	107.1	5.2	511	1,721,533	123.1	5.0	11	39,340	139.5	4.4
新事業分野進出資金	1	11,000	10	133,400	72.9	1.0	47	461,841	117.6	1.3	2	34,827	0.0	3.9
原油・原材料高騰対策	0	0	0	0	0.0	0.0	1	1,780	65.1	0.0	0	0	0.0	0.0
円滑化借換	8	197,100	169	2,797,640	69.0	20.0	1,093	12,619,991	99.0	36.5	20	302,632	87.9	34.0
【総合計】	98	1,398,300	1,155	14,009,797	94.8	100.0	3,828	34,556,945	110.8	100.0	92	890,174	135.5	100.0

(9)市町村別小口資金制度別

(単位：千円、%)

区分 項目	保証承諾						保証債務残高				代位弁済			
	当月中		当期中				当月末				当期中			
	件数	金額	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
那覇市小口	1	1,400	5	16,900	56.3	62.8	35	65,043	83.5	37.5	2	7,334	148.9	38.2
宜野湾市小口	0	0	1	3,000	35.1	11.2	14	25,564	78.8	14.7	0	0	0.0	0.0
石垣市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	5	11,343	88.0	6.5	0	0	0.0	0.0
浦添市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	1	1,904	57.2	1.1	0	0	0.0	0.0
名護市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
糸満市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
沖縄市小口	0	0	1	2,000	9.1	7.4	19	58,402	80.3	33.7	3	11,882	99.5	61.8
宮古島市小口	0	0	1	5,000	0.0	18.6	3	10,880	121.2	6.3	0	0	0.0	0.0
豊見城市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	1	295	41.3	0.2	0	0	0.0	0.0
総合計	1	1,400	8	26,900	44.4	100.0	78	173,430	83.0	100.0	5	19,217	103.4	100.0

(10)提携保証制度別

(単位：千円、%)

区分 項目	保証承諾						保証債務残高				代位弁済			
	当月中		当期中				当月末				当期中			
	件数	金額	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
順風満帆	12	81,900	154	2,526,590	66.8	46.1	574	5,597,889	77.4	30.1	9	94,743	78.8	33.1
速マル	0	0	0	0	0.0	0.0	1	108	15.4	0.0	0	0	0.0	0.0
クイックマン	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,365	98.4	0.0	0	0	0.0	0.0
ステップアップ8000	9	285,000	80	2,244,000	58.1	40.9	599	10,645,777	85.2	57.3	6	156,650	79.4	54.8
即銭カフ	4	23,500	48	279,000	102.2	5.1	182	719,189	91.0	3.9	5	18,028	279.9	6.3
沖銀TKC会員税理士	0	0	9	257,000	70.5	4.7	52	1,374,643	96.3	7.4	1	16,521	0.0	5.8
ベストパートナーII	2	32,000	13	178,400	217.6	3.3	34	227,648	103.2	1.2	0	0	0.0	0.0
商工中金協融融資保証	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
合計	27	422,400	304	5,484,990	65.6	100.0	1,443	18,569,619	83.8	100.0	21	285,942	88.1	100.0

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

沖縄県信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上等が減少している中小企業・小規模事業者の皆さまへ資金繰り支援策として以下の保証制度で支援致します。

(詳細については下記宛先までお問い合わせください)

【沖縄県融資制度】 → 金利（固定）・保証料の軽減

【協会制度（国制度）】 → 資金限度額の拡大

沖縄県融資制度「中小企業セーフティネット資金」			
融資対象	融資対象4（知事認定災害）	融資対象5	融資対象6
災害等	新型コロナウイルス感染症	セーフティネット4号・5号	危機関連保証
融資対象者	県内において同一事業の事業歴が1年以上		
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等 ※首里城火災・豚熱（CSF）の影響を受けた事業者も対象	中小企業信用保険法第2条第5項に基づくセーフティネットの適用について市町村長から認定を受けた者	中小企業信用保険法第2条第6項に基づく危機関連保証の適用について市町村長から認定を受けた者
資金使途	災害等被害対応に係る事業資金		
融資限度額	3,000万円（融資対象5→一般保証と別枠、融資対象6→一般保証、経営安定保証と別枠） ※融資対象4,5,6合わせて3,000万円となります。		
融資期間	運転資金7年（据置1年） 設備資金10年（据置1年）		
融資利率	0.90%	0.80%（5号は1.60%）	0.80%
保証料率	0.00%（県による全額補助） ※セーフティネット5号は0.55%		
責任共有	対象	対象外（5号は対象）	対象外
協会制度（国）			
認定書	経営安定関連保証4号（セーフティネット保証）	経営安定関連保証5号（セーフティネット保証）	危機関連保証
融資対象者	別紙概要参照（経済産業省HPより）		
売上高等減少基準	▲20%	▲5%	▲15%
資金使途	経営安定に係る事業資金		
融資限度額	無担保8,000万円 有担保2億円 ※一般保証と別枠		無担保8,000万円 有担保2億円 特別小口2,000万円 ※一般保証、経営安定関連保証と別枠
融資期間	運転資金7年（据置6カ月） 設備資金10年（据置1年）		10年以内（据置2年）
融資利率	金融機関所定利率		
保証料率	0.85%	0.75%	0.80%（特小0.6%）
責任共有	対象外	対象	対象外

【お問合せ先】 業務部 保証第一課・保証第二課

TEL：098-863-5300 FAX：098-868-7320

セーフティネット保証 4 号の概要

(参考資料)

1. 制度概要

○自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度。

(参考；信用保険法第2条第5項第4号)

災害その他の突発的な事由であつて、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られている認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

- (イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
 (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
 (売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →

※セーフティネット保証5号とは併用可だが、同じ枠になる

【一般保証限度額】 2億8,000万円以内
+
【別枠保証限度額】 2億8,000万円以内

セーフティネット保証 5 号の概要

1. 制度概要

○全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

(参考；信用保険法第2条第5項第5号)

その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

- ①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。
 ※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可。
 例) 2月の売上高実績 + 3月、4月の売上高見込み
 ②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
 (売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：80%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →

※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる

【一般保証限度額】 2億8,000万円以内
+
【別枠保証限度額】 2億8,000万円以内

危機関連保証の概要

(参考資料)

1. 制度概要

○東日本大震災やリーマンショックといった危機時に、全国・全業種※を対象として、信用保証協会が通常の保証限度額（2.8億円）及びセーフティネット保証の保証限度額（2.8億円）とは別枠（2.8億円）で借入債務の100%を保証する制度。※保証対象業種に限る。

2. 対象中小企業者

○指定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：一般保証等とは別枠で2億8,000万円 →

$$\left\{ \begin{array}{l} \left[\begin{array}{l} \text{【一般保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \\ + \\ \text{【セーフティネット保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \\ + \\ \text{【危機関連保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \end{array} \right. \end{array} \right.$$

新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和について

○前年実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合には、セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証が利用できるように認定基準の運用を緩和。

【対象となる方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている、次の方

①業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者

②前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者

【認定基準】

(現状)
対前年と比較

最近1ヶ月の売上高等と
前年同月と比較

+

その後2ヶ月間(見込み)を含
む3ヶ月の売上高等と前
年同期と比較

運用
緩和

(緩和後)

新型コロナウイルスの影響を受ける前などを基準として比較

最近1ヶ月の売上高等と最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高等を比較

又は

最近1ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較

+

その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較

又は

最近1ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の平均売上高等を比較

+

その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の3ヶ月を比較

※上記の売上高等減少の基準については、セーフティネット保証4号は▲20%以上、セーフティネット保証5号は▲5%以上、危機関連保証は▲15%以上

新型コロナウイルス感染症に関する休日相談窓口のご案内

沖縄県信用保証協会では、新型コロナウイルスに関連した感染症の影響により経営の影響を受ける中小企業・小規模事業者の皆さまのご相談に応じるため、「休日電話相談」を以下のとおり実施しております。

※ 4月以降の休日電話相談については、当協会HPにてお知らせ致します。

実地日	3月7日以降の休日（土日、祝日）
実地時間	9：00～17：00
電話番号	098-863-5300

特別相談窓口のご案内

沖縄県信用保証協会は、災害等により影響を受けた、又は今後影響を受ける恐れがある中小企業の皆さまへの支援策として下記「特別相談窓口」を設置しております。

窓口では、「保証付融資の返済額や期間の見直し」「運転資金」「設備資金」の相談を受付、金融機関と連携し支援します。

- ◆新型コロナウイルス肺炎関連特別相談窓口
- ◆首里城火災に関する特別相談窓口
- ◆豚コレラ（CSF）に関する特別相談窓口

【相談時間】 午前 9：00～午後 5：15（平日のみ）

経 営 支 援 課	：	TEL098-863-5310
創 業 支 援 課	：	TEL098-863-5303
保 証 第 一 課 ・ 二 課	：	TEL098-863-5300
管 理 課	：	TEL098-863-5301
宮 古 連 絡 所	：	TEL0980-72-7206
八 重 山 連 絡 所	：	TEL0980-82-1854
北 部 連 絡 所	：	TEL0980-52-0009
中 部 分 室	：	TEL098-933-6091

新型コロナウイルス感染症に係る支援策パンフレットについて

経済産業省では新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さまへの支援策をパンフレットにまとめております。資金繰り支援、相談窓口等の各種支援策が掲載されておりますのでご活用下さい。

※パンフレットは随時更新されますので最新情報はHPよりご確認ください。

 [経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#)


経済産業省

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り

総額1.6兆円規模で徹底的に支援



設備投資・販路開拓

サプライチェーンの毀損等にも対応



経営環境の整備

相談窓口の設置等で経営を下支え



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

 [経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#) で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁 Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。

e-中小企業ネットマガジンの登録 →  [e-中小企業ネットマガジン](#) で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



中小企業庁 Twitterのフォロー →  [@meti_chusho](#) で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



令和2年3月19日20:00時点版

中小企業相談窓口のご案内

沖縄県信用保証協会では、従来の創業・金融・経営相談等に加え、平成30年4月から「金融機関紹介」に関するご相談もお受けすることと致しましたので、お気軽にご利用下さい。

①金融機関紹介に関するご相談

ご相談の上、沖縄県信用保証協会から金融機関をご紹介します。

②相談内容

- これから創業される方（創業相談）
- 金融機関から借入をお考えの方（金融相談）
- 経営の問題や課題を解決したい方（経営相談）



※紹介した金融機関における、融資の確約をするものではありません。
※ご相談内容によっては、お客様のご希望に添えない場合があります。

【相談時間】 9：00～17：00（但し、平日のみ）

【問い合わせ先】 業務部 保証第一・二課 TEL098-863-5300

経営支援部 経営支援課 TEL098-863-5310

創業支援課 TEL098-863-5303

事業承継特別保証制度のご案内

令和2年4月1日より「事業承継特別保証制度」の取扱を開始します。本制度は、中小企業・小規模事業者のみなさまの喫緊の課題である事業承継時における後継者の経営者保証を可能な限り解除することを後押しするため、一定の要件の下、経営者保証を不要とする新たな保証制度です。
 ※ 取扱い開始前から事前相談を受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

項目	内容
制度名	事業承継特別保証制度
申込資格要件	次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者(※対象者は法人のみ) (1) 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2) 令和2年1月1日～令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3) 次の①から④の要件を全て満たす法人 ①資産超過であること ②EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であること (※) EBITDA 有利子負債倍率=(借入金・社債一現預金)÷(営業利益+減価償却費) ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと
申込方法	既に申込中小企業者と与信取引のある金融機関経由に限ります
保証限度額	2億8,000万円(組合等4億8,000万円)有担保2億円(組合等4億円)・無担保8,000万円
対象資金	事業資金(ただし、借換は事業承継の前の借入、かつ、個人保証を提供している借入に限ります。) ※既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借り換えも可能。
保証期間	一括返済の場合:1年以内 分割返済の場合:10年以内(据置期間1年以内)
保証料率	0.45%～1.90% 0.20%～1.15%(※経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合は信用保証料率を大幅に軽減) ※経営者保証コーディネーター…経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者(事業承継ネットワーク事務局等)が雇用する専門家です。 (令和2年4月から運用開始)
担保・保証人	担保:必要に応じて徴求 保証人:徴求しない

<参考:国の経営者保証解除に向けた取り組みについて>

本制度を含む国の事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策については、中小企業庁のHPをご覧ください。
 中小企業庁 HP: <https://www.chusho.meti.go.jp/hosyoukaijo/index.htm>



お問い合わせ先

業務部
 ●保証第一課・保証第二課 TEL:098-863-5300

経営支援部
 ●経営支援課 TEL:098-863-5310
 ●創業支援課 TEL:098-863-5303

沖縄県信用保証協会ホームページ
<https://www.okinawa-cgc.or.jp/>

©光プロダクション

事業承継に関する各種保証制度について

当協会では、事業承継に関する支援も行っており、様々な場面に応じた保証制度がご利用できます。令和2年4月1日より開始する「事業承継特別保証制度」(13ページ参照)以外にも下記の保証制度がご利用できますので、お気軽にご相談下さい。

中小企業・小規模事業者のみなさまへ



事業承継に関する保証制度のご案内 ©光プロダクション

- 創業者・事業承継支援資金
- 特定経営承継関連保証
- 経営承継関連保証
- 特定経営承継準備関連保証
- 経営承継準備関連保証
- 事業承継サポート保証

中小企業者の多様な事業承継に応じた保証(融資)制度をご用意しております。
* 詳細については、当協会のHPよりご確認ください。

お問い合わせ先

【業務部】

●保証第一課・保証第二課 TEL:098-863-5300

【経営支援部】

●経営支援課 TEL:098-863-5310

●創業支援課 TEL:098-863-5303

沖縄県信用保証協会ホームページ <https://www.okinawa-cgc.or.jp/>

民法改正の施行に伴う端境期（3月中）の対応について

令和2年4月より、「民法の一部を改正する法律」が施行されるのに伴い、信用保証委託契約書や条件変更時に提出いただく変更契約書等について、改正民法に対応した書式改正（保証意思宣明公正証書の作成義務にかかる表明保証条項の挿入等）を行う予定です。

同内容につきましては、既に各金融機関様母店（本店）宛にご案内しておりますが、改めてご理解・ご協力の程、お願い申し上げます。

【端境期の対応について】

必要契約書	令和2年3月中	<p><u>現行</u>の信用保証委託契約書 + 信用保証委託契約附帯契約書</p>
	令和2年4月以降	<p><u>（新様式）</u>信用保証委託契約書</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ●信用保証委託契約附帯契約書及び信用保証委託変更契約書は、当協会の金融機関専用ページよりダウンロードしてご利用下さい。（※変更契約書は3月からも利用可能です。詳細は経営支援課までお問い合わせ下さい） ●（新様式）信用保証委託契約書（保証申込書等セット）は3月末に金融機関様宛に発送予定しております。 	

※注意点 信用保証書の発行が4月以降となった場合、改正民法が適用されるため保証意思宣明公正証書の作成が必要な連帯保証人が加入する際には、当該証書が作成されていないと連帯保証契約が無効となりますのでご注意ください。

【保証申込等に関するお問い合わせ】

保証第一課・第二課 TEL：098-863-5300

【条件変更等に関するお問い合わせ】

経営支援課 TEL：098-863-5310

【契約書の請求に関するお問い合わせ】

保証事務課 TEL：098-863-5076

「おきなわ短期継続サポート保証」新規申込受付再延長のご案内

平成29年12月1日より始まりました「おきなわ短期継続サポート保証」につきましては、新規申込受付期間を令和元年9月30日から令和2年3月31日まで再延長致します。

沖縄県信用保証協会は中小企業者の成長戦略をサポートします！

おきなわ短期継続サポート保証

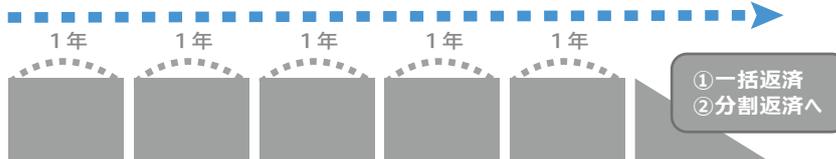
制度の特徴

5年間の
継続的な
短期借入

最大保証
限度額
2,000万円

第三者の
保証人は
原則不要

初回更新以降、最長5年間分割返済無し、擬似資本的な資本調達が可能です。



©光プロダクション

利用対象	次のすべての要件を満たす保証対象の中小企業者等であって、今後とも金融機関が支援育成していきたい先で償還能力があると認められる者。 (1) 1期以上の決算（確定申告）を行っている者。 (2) 〈法人の場合〉直近決算において経常利益を計上している者。 〈個人の場合〉直近の確定申告における申告所得額が200万円以上の者。
保証限度額	100万以上2,000万円以内 但し、直近決算における平均月商の2倍以内。
資金使途	運転資金（既存の保証付融資の借換資金を含む。）
保証期間	12か月以内 但し、初回申込時においては、終期は確定決算の申告期限から概ね2ヶ月以内とし、以降更新時においては、原則として12か月とする。
その他条件	1申込人につき1口迄の利用とし、複数件数の利用は不可とする。 但し、既存の短期継続サポート保証借換を行う場合やその残高が全部償還となった場合等は再利用可能。借換の場合の保証限度額は既存の短期継続サポート保証の残高を含む。

沖縄県信用保証協会 業務部 保証第一課、保証第二課
TEL. 098-863-5300 FAX. 098-868-7320

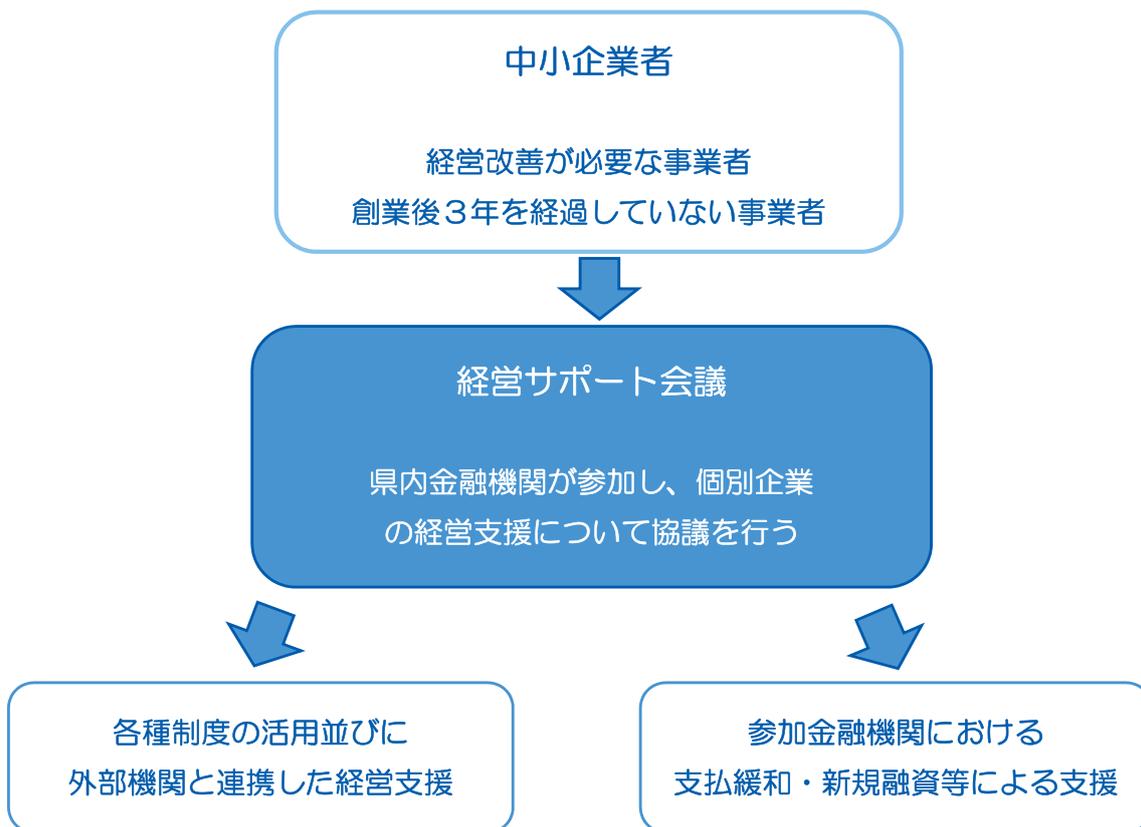
経営サポート会議を開催します

「おきなわ中小企業経営支援連携会議」の中小企業支援の一環として「おきなわ経営サポート会議」を中小企業の皆様のご要望により開催しております。

【会議の目的】

関係金融機関が一堂に会すことにより、スピーディーで効果的な経営支援を行うことを目的としています。

【経営サポート会議の流れ】



お問合せ先

おきなわ経営サポート会議事務局
経営支援課 TEL：098-863-5310

「ミラサポ plus」について

中小企業・小規模事業者のために役立つ情報を提供してきた「ミラサポ」が、令和2年4月より「ミラサポ plus」として新しく生まれ変わります。

補助金等の支援制度や中小企業事例集の検索サービスが利用できるようになり、電子申請サイトまでワンストップで利用いただけます。是非、ご利用下さい。

中小企業庁 <http://mail.mirasapo.jp/c/bEsgavgRh8qbuiad>

補助金検索と電子申請は
ミラサポplusでもっと便利に、簡単に！

ミラサポplus

中小企業向け補助金・支援サイト

補助金を探す
支援制度を探す
専門家の相談を受ける

<https://mirasapo-plus.go.jp/>
Q ミラサポ plus

中小企業のお客さまは補助金など、さまざまな国のサポートをご存じですか？
「ミラサポplus」でこれらの情報を簡単、便利に探して頂けます。ぜひご利用ください。

ミラサポplusでできること

制度 支援制度を探す
支援者 支援者・支援機関を探す
事例 事例を探す

さらに、電子申請をサポート！
会員登録(無料)でもっと便利に

経済産業省 中小企業庁

ミラサポ会員(無料)になると…

メリット1 最新情報を見逃さない

- パーソナライズ: あなたの登録情報に合わせておすすめ情報を表示します。
- お気に入り: 各種記事や「お気に入り」に登録できます。

メリット2 補助金の電子申請がもっと簡単に！

- 電子申請サポート: 各種電子申請で申し込みが可能な事業者は、本申請や財務情報等を提出できます。
- @Tax等外部サイト連携: @Taxや速達にも電子申請のシステムからデータ連携することが可能です。

メリット3 さらに、経営診断や現状分析も！

- 経営レポート: 入力された財務情報から診断レポートを作成します。
- 支援制度とのコミュニケーションや補助金申請に役立つ、現状分析シートを作成・閲覧できます。

※経済産業省「e-ビジネスセンター」による提供サービス

「ミラサポ」をお使いの皆さまへ

Q「ミラサポplus」になって何がかわるの？
A. コロナ禍は発生し、より迅速な検索や電子申請サポートに特化したサイトに生まれ変わります。また、従来のメニューが代わり、変更情報もお届けします。ミラサポには「新型コロナウイルス感染症」の最新情報が掲載されています。

Q「ミラサポ」の会員情報は引き継がれるの？
A. お手数ですがミラサポplusで新たに会員登録をお願いします。SNSログインも可能です。「ミラサポ」の会員情報は、「専門家派遣」申請の際に必要なとなりますので、作業で削除されることはありません。

中小企業庁 ミラサポplusお問合せ窓口
mirasapoplus-goiken@meti.go.jp
<https://mirasapo-plus.go.jp/>
Q ミラサポ plus

「経営力向上計画申請」の電子申請について

「経営力向上計画に係る認定申請書」について、令和2年4月より経営力向上計画申請プラットフォームから電子申請ができるようになります。

【電子申請のメリット】

- ・ 申請書作成にあたり記入項目のエラーチェックや自動計算等のサポート機能の活用
- ・ 申請書の郵送費用が不要

※「経営力向上計画」…経営力向上のための人材育成や財務管理、設備津市などの取組を記載した「経営力向上計画」の申請書を担当省庁に提出し認定されると、中小企業経営強化税制（即時償却等）や各種金融支援等が受け取ることができます。

中小企業庁 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

経営力向上計画の申請をお考えのみさまへ

経営力向上計画申請プラットフォームで電子申請が可能になります！！

現在、郵送でご提出いただいていた「経営力向上計画に係る認定申請書」は、令和2年4月より **経営力向上計画申請プラットフォーム** (<https://koujyokueikaku.force.com/>) から **電子申請** できるようになります。ログインには **G-BizID** が必要ですので事前の取得をお願いします。

電子申請ができるのは、経済産業部局や一部省庁（国・文書館、農林水産省、環境省及び文部科学省（大学））宛ての申請に限ります。

電子申請ができない場合、申請の応答が遅延しますが、基本的に経営力向上計画申請プラットフォームで申請書を作成し、PDF出力することができます。

申請書の作成データがシステムに保存され、その後変更申請書を作成する際に活用できます。

✓ 郵送不要の電子申請が可能になります

システムログイン → 申請書を作成 → 印刷・押印 → 郵送で提出

令和2年4月以降（電子申請）が可能になります

システムログイン → 申請書を作成 → 電子申請 → 経営力向上計画認定

✓ G-BizIDの取得の流れ

STEP1: 「G-BizID」のサイトでG-BizID申請書を作成します。

STEP2: 申請書の登録情報にG-BizID連携センターを承認します。

STEP3: 審査が完了するとメールが届きます。

STEP4: メールに記載されたURLをクリックして、G-BizIDの取得が完了します。

※G-BizIDは「経営力向上計画の申請、G-BizID」から申請が可能です。

「経営力向上計画」について

経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」の申請書を担当省庁に提出し認定されると、中小企業経営強化税制（即時償却等）や各種金融支援等が受け取れます。

電子申請のメリット

- ・ 申請書作成にあたり、記入項目のエラーチェックや自動計算等のサポート機能を活用することが可能です。
- ・ 申請書の郵送費用が不要になります。

※以下は経済産業部局宛に提出する電子申請の場合

- ・ 標準処理期間が1日（紙の申請書を提出する場合は30日）に短縮されます。
- ・ 認定前は郵送されます。システムからダウンロードすることが可能です。

電子申請方法

1. **経営力向上計画申請プラットフォーム** (<https://koujyokueikaku.force.com/>) で、G-BizIDでログイン/ログアウトし、事前に取得したG-BizIDアライムのアカウントIDとパスワードを入力して、ログインします。
2. 「事業者メニュー」画面で会社情報の登録をします。
3. 「事業者メニュー」画面の「経営力向上計画に係る認定申請書」の作成ボタンをクリックすると、入力フォームに沿って申請書を作成することができます。
4. 全ての申請項目を入力し終えると、①電子申請可能な場合：「申請ボタン」をクリックし、②電子申請できない場合：PDF出力が可能です。また「印刷ボタン」をクリック、次に「PDF出力ボタン」をクリック、ダウンロードした申請書を担当省庁に提出してください。

お問い合わせは「経営力向上計画申請プラットフォーム」のサイト内に掲載されている操作説明書をご参照ください。

【お問合せ】 経済産業省 中小企業庁 事業環境部 企画課
「経営力向上計画相談窓口」 03-3501-1957
・受付時間：平日9:30-12:00, 13:00-17:00

G-Biz ID (ジー・Biz・アイディー) について:

法人、個人事業主のための政府が発行する共通アカウントです。
複数のオンライン行政手続をこのアカウントでご利用いただけます。

G-BizIDにより経営力向上計画申請プラットフォームでできること

	経営力向上計画申請書 (申請書に申請書と申請書)	経営力向上計画申請	申請書印刷/承認書
G-BizIDセンター	○	×	×
G-BizIDアライム	○	○	○

✓ G-BizIDアライムの取得方法

1. 「G-BizID」のホームページ (<https://g-biz-id.go.jp/>) から「G-BizID プライム作成」のボタンをクリックし、申請書を作成・ダウンロードします。

G-BizIDへようこそ。

アカウントの欄にご確認ください！
「G-BizID」には、2種類のアカウントがありますが、多くの行政手続では、「G-BizIDプライム」のアカウントが必要です。

2. 必要事項を入力し、作成した申請書と印鑑証明書をG-BizID連携センターに送信します（詳しくはG-BizIDのホームページをご覧ください）。
3. 申請が承認されると、メールが送られてきます（審査に数日要します）。
4. メールに記載されたURLをクリックし、パスワードを設定したら手続き完了です。

最後にご確認ください

- 「G-BizIDプライム」アカウント登録には会社代表者本人（専業主婦）のメールアドレスと、捺印証明書の提出が必要です。
- 審査に数日かかりますので、期間に余裕を持って登録してください。

【お問い合わせ】
「G-BizID」ヘルプデスク 06-6225-7877
・受付時間：午前9時～午後5時 ※土・日・祭日、年末年始を除く

令和元年度 保証推進活動報告

令和2年2月に「保証制度説明会及び意見交換会」を開催しました。協会からの保証制度概要説明の後、融資担当者と活発な意見交換を行いました。アンケートを実施し、窓口対応や保証事務に対する意見を多く頂戴しました。今後の事務改善につなげたいと思います。ご協力ありがとうございました。

開催日程

令和2年2月20日 鹿児島銀行 沖縄支店、新都心支店

～説明会風景～



「経営者保証に関するガイドライン」に係るご説明

「経営者保証に関するガイドライン」とは、中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」といいます。）の経営者による個人保証（以下「経営者保証」といいます。）には、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時および履行時等において様々な課題が存在することを踏まえ、これらの課題に係る方向性を具体化することを目的として日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」により策定され、2013年12月5日付けをもって公表されたものです。本ガイドラインは、中小企業の経営者保証に関する契約時および履行時等における中小企業、経営者および金融機関による対応についての、中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自律的な準則です。

本ガイドラインの詳細につきましては、日本商工会議所（<http://www.jcci.or.jp/>）または全国銀行協会（<http://www.zenginkyo.or.jp/>）の各ホームページをご参照ください。

1. 保証契約の必要性等に関するご説明

本ガイドラインでは、経営者保証を求めることが止むを得ないと判断された場合や、中小企業における法人個人の一体性に一定の合理性や必要性があると認められる場合等で、経営者と保証契約を締結する場合、対象債権者は、以下の点について、主たる債務者と保証人に対して、丁寧かつ具体的に説明することとされています。

イ) 保証契約の必要性

本ガイドラインでは、法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合において、主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性等について、主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされています。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

信用保証協会では、下記①、②の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえて、経営者保証を不要として取り扱う運用を行っております。

① 取扱金融機関が、信用保証の付かない融資*について、経営者保証を不要としており、担保による保全も図られていない部分がある。 ※既存の融資か、同時に実行する融資かは問わない。

② 直近決算期において債務超過でなく、直近二期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。

また、その他の経営者保証を不要とする制度等もございますので、詳細については各信用保証協会までお問い合わせください。

ロ) 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められることとなります。

ハ) 経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があります。イ) に例示した要件や金融機関の支援状況も踏まえた上で経営者保証が不要であると判断される場合は、借換え又は条件変更により経営者保証を解除することができます。

2. 保証金額に関するご説明

本ガイドラインでは、対象債権者は、保証契約を締結する際には、経営者保証に関する負担が中小企業の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定することとされています。

このような観点から、信用保証協会では、本ガイドラインの趣旨を尊重し、以下の内容を信用保証委託契約書（またはその附帯契約書）に規定しています。

保証人が信用保証委託契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。）に則った整理を申し立てた場合には、信用保証協会はガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努める。

なお、経営者保証に係る保証金額は、信用保証協会が金融機関と協議した上で決定されることとなります。

また、本ガイドラインでは、保証債務の履行請求額は、一定の基準日における保証人の資産の範囲内とし、基準日以降に発生する保証人の収入を含まないこととされていますが、ここにいう一定の基準日とは、保証人が保証債務の整理を金融機関等に申し出た日（保証人等が保証債務に関する一時停止や返済猶予の要請を行った場合は、一時停止や返済猶予の効力が発生した日）となります。

以上

おわかりにならない事、またはお気付きの点がございましたら、当信用保証協会までお問い合わせください。

問い合わせ先

沖縄県信用保証協会 業務部

T E L .098-863-5300 F A X .098-868-7320 E-mail sinsa@okinawa-cgc.or.jp

沖縄県信用保証協会 経営支援部

T E L .098-863-5310 F A X .098-868-5316 E-mail keieishien@okinawa-cgc.or.jp

沖縄県信用保証協会 管理部

T E L .098-863-5301 F A X .098-863-5307 E-mail kanri@okinawa-cgc.or.jp

沖縄県信用保証協会 組織体制

平成31年4月1日

組 織 体 制						
		主な業務	担当地域	TEL	FAX	
本 所	監査室	内部監査等		098-863-5302	098-863-6805	
	総務部	総務課	総務、経理、人事		098-863-5302	098-863-6805
		企画情報課	統計、広報、収支予算、電算処理		098-863-5077	098-893-6809
	業務部	保証第一課	個別金融相談及び保証審査、保証推進 保証審査業務に関する統括業務	那覇市、糸満市、豊見城市、南城市、 宮古島市、石垣市、島尻郡(伊平屋村、 伊是名村を除く)宮古郡、八重山郡、 県外	098-863-5300	098-868-7320
		保証第二課	個別金融相談及び保証審査、保証推進	浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、 名護市、中頭郡、国頭郡、 島尻郡(伊平屋村、伊是名村のみ)	098-863-5300	098-868-7320
		保証事務課	保証申込受付、条件変更受付 保証書発行、保証料事務、貸付実行 完済処理	全域	098-863-5076	098-863-5308
	経営支援部	経営支援課	経営支援、再生支援 保証後のモニタリング 創業、再生に関する個別金融相談及び 保証審査、条件変更、期中支援	全域	098-863-5310	098-863-5316
		創業支援課	創業支援、保証後のモニタリング 創業に関する個別金融相談及び 保証審査	全域	098-863-5303	098-863-5316
	管理部	代位弁済課	代位弁済事務(代位弁済協議回答後) 信用保険事務 損失補償金請求及び受領(地公体、 連合会)、責任共有負担金受領 金融機関提携保証事務補助金請求 及び受領	全域	098-863-5301	098-863-5307
		管理課	求償権の保全、回収	全域	098-863-5301	098-863-5307
中部分室		保証申込受理、金融相談	沖縄市、宜野湾市、うるま市、嘉手納町、 北谷町、金武町、恩納村、宜野座村、 読谷村、中城村、北中城村	098-933-6091	098-933-6871	
北部連絡所			名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、 今帰仁村、伊是名村、伊平屋村、伊江村	0980-52-0009	0980-52-0020	
宮古連絡所			宮古島市、多良間村	0980-72-7206	0980-72-3314	
八重山連絡所			石垣市、竹富町、与那国町	0980-82-1854	0980-82-0429	



本 所 那覇市前島3丁目1番20号

【総務部】 総務課 TEL(098)863-5302 FAX(098)863-6805
企画情報課 TEL(098)863-5077 FAX(098)863-6809
【管理部】 代位弁済課 TEL(098)863-5301 FAX(098)863-5307
管理課 TEL(098)863-5301 FAX(098)863-5307
【経営支援部】 経営支援課 TEL(098)863-5310 FAX(098)863-5316
創業支援課 TEL(098)863-5303 FAX(098)863-5316
【業務部】 保証事務課 TEL(098)863-5076 FAX(098)863-5308
保証第一課 TEL(098)863-5300 FAX(098)868-7320
保証第二課 TEL(098)863-5300 FAX(098)868-7320

中部分室 沖縄市南桃原3丁目22番11号(メゾン桃山1階) TEL(098)933-6091
北部連絡所 名護市大中1丁目19番24号(名護市産業支援センター内2階) TEL 0980(52)-0009
宮古連絡所 宮古島市平良字下里1022番地6(砂川アパート1階) TEL 09807(2)-7206
八重山連絡所 石垣市浜崎町1丁目1番の4 TEL 09808(2)-1854

当協会ホームページアドレス <https://www.okinawa-cgc.or.jp/>